

保険業法の一部を改正する法律案 説明資料

2025年 3 月



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

保険業法の一部を改正する法律案の概要

保険金不正請求事案と保険料調整行為事案の再発防止を図るため、顧客本位の業務運営を徹底し健全な競争環境を実現する観点から、大規模乗合の損害保険代理店及び保険会社等に対する体制整備を強化するとともに、保険契約の締結等に関する禁止行為について、対象となる行為等の範囲を拡大する。

顧客本位の業務運営の徹底（保険金不正請求事案関連）

損害保険代理店に対する体制整備義務の強化

- 損害保険代理店のうち、複数の保険会社の商品を扱う（乗合）形態であって規模が大きい代理店（**特定大規模乗合損害保険代理店**）に対して、**下記の体制整備を義務付け**
 - ・ 自動車修理業などを兼業している場合に、**保険金の支払に不当な影響を及ぼさないよう、兼業業務を適切に監視するための体制整備**
 - ・ （営業所ごとに）**法令等遵守責任者**、（本店等に）その**統括責任者の設置**
 - ・ 苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な体制整備
- ※ 生命保険代理店に対しても、政令において上記と同じ措置を規定する予定

保険会社等に対する体制整備義務の強化

- 保険会社等に対して、自動車修理業などを兼業している特定保険募集人に関連して、**顧客の利益が不当に害されないよう、業務の適切な管理その他の必要な体制整備を義務付け**
- ※ 内閣府令において、保険金支払管理の適切性確保の観点から、兼業業務に係る損害保険代理店の上記の体制整備状況の監視や、保険金支払管理部门と営業部門の適切な分離等を規定する予定

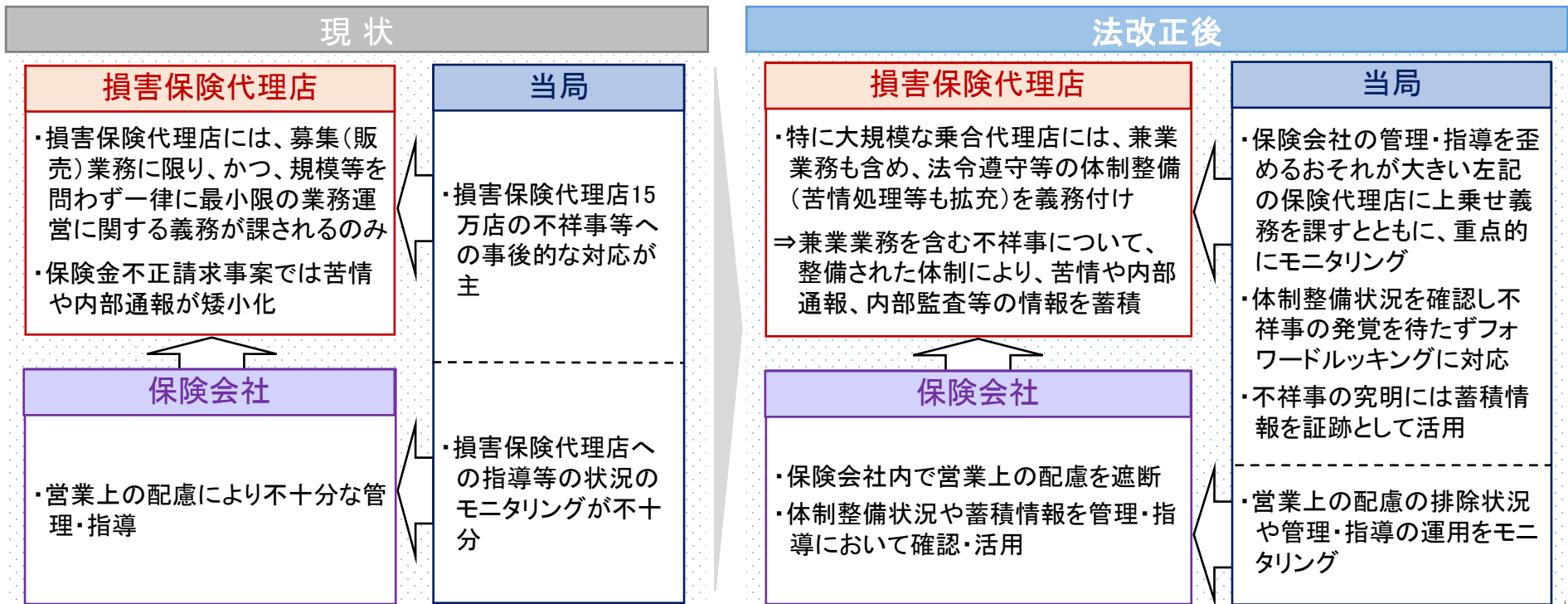
健全な競争環境の実現（保険料調整行為事案関連）

保険会社等から保険契約者等への過度な便宜供与の禁止

- 現行では、保険会社や保険募集人が、
 - ・ 保険契約者又は被保険者に対して [対象]
 - ・ 保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供 [行為]を行うことを禁止しているが、それらに以下を**追加**
- [対象]
- ・ 保険契約者又は被保険者と**密接な関係を有する者**
- ※ 内閣府令において、保険契約者のグループ会社等を規定する予定
- [行為]
- ・ **取引上の社会通念に照らし相当であると認められない物品の購入や役務の提供**（いわゆる便宜供与）

※ その他、販売面での競争促進の観点から、保険仲立人への規制を見直し、供託金の最低金額の引下げ[政令事項]等による規制緩和を図る一方、届出事項を内閣府令により追加可能とする規定を整備（不祥事件に関する届出義務を課す予定）

損害保険代理店・保険会社に対する体制整備義務の強化



[1] 特に大規模な乗合損害保険代理店(特定大規模乗合損害保険代理店)に対して上乗せ義務を追加

※ 特に大規模な乗合生命保険代理店に対しても、政令において同じ義務を追加する予定

- ・（事務所等ごとに）**法令等遵守責任者**、（本店等に）**統括責任者**を設置【改正保険業法第294条の4第1号及び第2号】
- ・外部からの**苦情の適切な処理**【改正保険業法第294条の4第3号及び第4号ロ】
－ 上記のほか、内閣府令において、内部通報や内部監査体制の構築を求める予定
- 《更に、当該代理店が、保険金から対価の支払いを受ける業務（修理業等）を兼業する場合》
※ 現行の保険業法には、兼業代理店に対して、当該保険金の額の根拠となる修理費の適正性を担保させる規定が無い
- ・**保険金の支払に不当な影響を及ぼさないよう、兼業業務を適切に監視する体制整備義務**【改正保険業法第294条の4第4号イ】

[2] 保険会社に対する体制整備義務の強化

- ・兼業代理店の取引により保険会社の顧客の利益が不当に害されることを防止するため、**業務の適切な管理その他の必要な体制整備義務**【改正保険業法第100条の2の2】
－ 内閣府令において、左記の兼業に係る体制整備を講じているかを確認し疑義がある兼業代理店に対する支払査定厳格化、保険金支払管理部門と営業部門との適切な分離を求める予定
- ※その他、外国保険会社等・保険持株会社についても同様に手当【改正保険業法第193条の2、第271条の21の3】

保険会社等から保険契約者等に対する過度な便宜供与の禁止

現 状

[現行規制]

保険業法第300条第1項第5号（保険会社等が、保険契約の締結や保険募集に関して、禁止される行為）

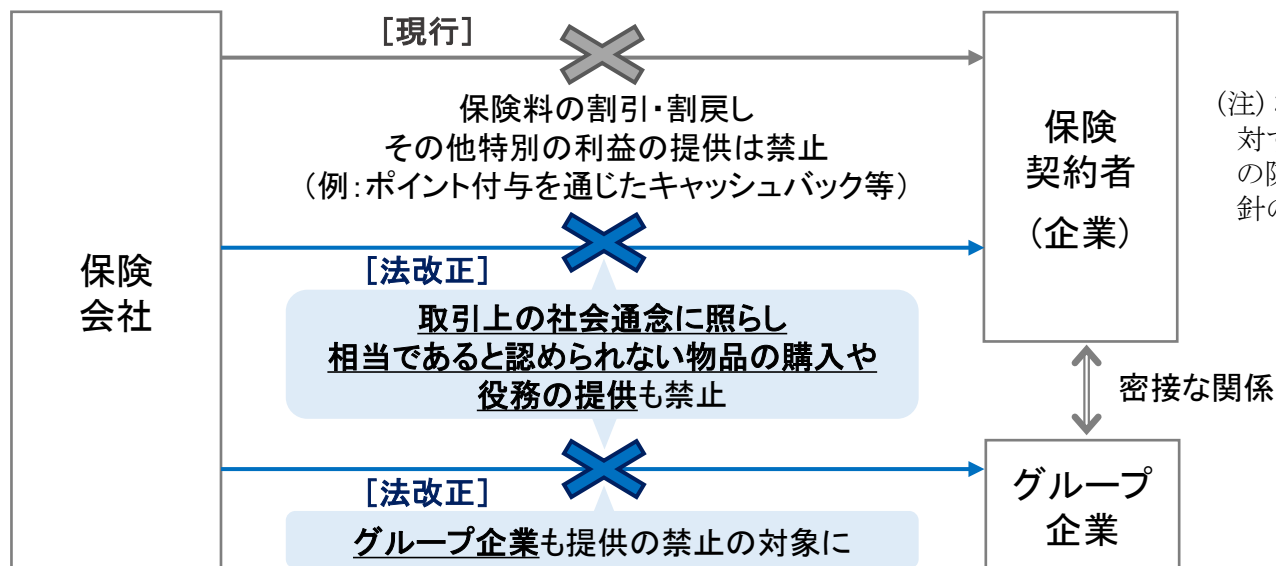
- ・ 保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為

⇒ 明文で禁止される保険料の割引等に当たらない、物品の購入や役務の提供（便宜供与。例：顧客自動車会社の子会社ディーラーからの自動車購入）により、保険契約者間の公平性がゆがめられているおそれ

法改正後

- ・ 保険契約の締結や保険募集に関し、過度な便宜供与を行う保険会社に対して、行政上の対応が可能に
- ・ 保険商品の選択にあたり、保険本来の要素（補償内容・保険料）を考慮する健全な競争が実現

[イメージ]



(注) なお、保険代理店に対する過度の便宜供与の防止は、別途、監督指針の改正にて対応予定

改正事項

[3] 保険契約者等に対する過度な便宜供与の禁止

- ・ 禁止行為の対象に、取引上の社会通念に照らし相当でない物品の購入や役務の提供を追加【改正保険業法第300条第1項第5号】
- ・ 禁止の対象者に、保険契約者等と「密接な関係を有する者」を追加【同号】
 - － 内閣府令において、密接な関係を有する者としてグループ企業等を規定する予定